

## 産業廃棄物税に関する検討報告書

平成 27 年 8 月

福島県地方税制等検討会

## (はじめに)

本検討会は、従来より、税に関する課題について「地方分権時代にふさわしい税制のあり方」などの観点から検討を行い、課題を整理してきた。

平成16年度に検討し、平成18年度に導入となった産業廃棄物税は、今年度末で施行から10年となり、福島県産業廃棄物税条例（平成17年条例第4号）附則第12項（「平成27年度末を目指として、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」）に規定される施行状況の検討時期を迎えることとなった。

産業廃棄物税の今後のあり方については、現在、主に、県からの諮問を受けた環境審議会において議論が行われており、本年3月には環境審議会の中間とりまとめ（以下「中間とりまとめ」という。）として、現行制度を継続することが適当であるとする方向性が示されたところである。

本検討会では、当中間とりまとめについて、税制面からの検討依頼を受けたことから、本年7月に2回にわたり、税制面からの専門的な検討を行った。以下、検討の結果について報告する。

## 【産業廃棄物税についての検討結果】

以下の5つの論点について検討を行った。

### 1 課税方式について

(現行) 納税義務者：県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

課税標準：県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

(検討内容) 課税方式については、中間とりまとめにおいて、「制度導入後8年以上が経過し、納税状況についても、公平かつ確実に徴収され、滞納もないことなどから、制度自体は既に定着していると言える。さらに、見直しが必要となる大きな課題等はない」としている。この内容について検討したところ、委員からは特に意見はなかった。

(検討結果) 現行の課税方式の継続を適当とする中間とりまとめにおける整理を適当であると考える。

### 2 税率について

(現行) 1,000円／トン

(検討内容) 税率については、中間とりまとめにおいて、「県内の企業活動に多大な影響を与えていたものではなく、排出事業者等の意見からも概ね了解が得られている。また、産業廃棄物の県内外の流出入を助長しているという状況も見られない。現時点で、産業廃棄物税を導入している全27道府県で1トン当たり1,000円とすることを基本としており、他自治体との均衡が図られている」としている。この内容について検討したところ、現行の税率を継続することで委員の理解が得られた。

(検討結果) 現行の税率の継続を適当とする中間とりまとめにおける整理を適当であると考える。

### 3 徴収方法について

(現行) 最終処分業者特別徴収方式

(検討内容) 徴収方法については、中間とりまとめにおいて、「最終処分業者が特別徴収義務者として徴収する「最終処分業者特別徴収方式」で、本県を含む25道府県で採用している。最終処分場の設置者を特別徴収義務者とするため、課税対象となる産業廃棄物の把握が容易であり、納税者の事務負担や徴税コストも小さい。また、排出抑制に加え、中間処理業者によ

る減量化、リサイクルを促すことが期待できる。

一方、三重県、滋賀県で採用されている「事業者申告納付方式」は、排出事業者に直接税負担を課すものであり、排出抑制などの動機付けを働きやすいというメリットはあるが、納税者の数が多いため事業者の把握が容易ではなく、徴税コストが大きい。そのため、年間排出量等が一定量に満たない場合には課税しないという「免税点」を設定せざるを得なく、税の公平性という点で課題がある。」としている。この内容について検討したところ、委員からは特に意見はなかった。

(検討結果) 現行の徴収方法の継続を適當とする中間とりまとめにおける整理を適當であると考える。

#### 4 課税の特例について

##### (1) 自社最終処分の場合は、重量の1／2を課税標準とする課税の特例

(検討内容) この課税の特例については、中間とりまとめにおいて、「この制度は多額の投資や努力により自社処分場を確保し、自ら処理することで排出事業者責任による自己処理に努めていることに考慮して設けられたものであり、自社処分事業者の納税額は減少傾向にあり、全体の税収額に占める割合は小さい。」としている。この内容について検討したところ、現行の課税の特例を継続することで委員の理解が得られた。

(検討結果) 現行の当該課税の特例の継続を適當とする中間とりまとめにおける整理を適當であると考える。

##### (2) 排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合、その超える部分については重量の1／2を課税標準とする課税の特例

(検討内容) この課税の特例については、中間とりまとめにおいて、「この制度は排出抑制の実効性と適正規模の税負担の双方を考慮した税制度が望ましく、特定の納税者にあまりにも高額な税負担が発生する場合、一定の軽減措置が必要であるとして設けられたものであり、特例納付事業者の納税額は増減があるものの、平成26年度の全体の税収額に占める割合は税導入直後の平成19年度と同程度となっており、対象事業者も平成23年度を除き、制度創設当時と変わりがない」としている。この内容について検討したところ、現行の課税の特例を継続することで委員の理解が得られた。

(検討結果) 現行の当該課税の特例の継続を適當とする中間とりまとめにおける整理を適當であると考える。

(問題提起) 委員から、次のような意見があつたことを申し添える。

- ・この制度は福島県のみが適用しており、産業廃棄物税の導入後9年が経過したことから、将来的にこの特例制度を段階的に解消することを考えてもよいのではないか。
- ・税理論としては、税の優遇制度とは小規模事業者に適用するものが一般的であり、現在の大規模事業者に適用する課税の特例は、原則的にはあまり好ましいものではない。

## 5 その他

(検討結果) 中間とりまとめにおいて、「一般廃棄物とあわせて処理される産業廃棄物（併せ産廃）については、税の公平性の観点から、一律に課税すべきとの考え方もあるが、排出事業者の理解を得る必要があること、厳しい経済状況の中で新たな負担を求める事の是非、徴税コストとの兼ね合い及び課税手法に関する課題があり、これらの課題を解決することが重要であると考える。」としている。この中間とりまとめにおける整理を適当であると考える。

以上